

田舎館村開発指導要綱
技術基準

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、「田舎館村開発指導要綱」（平成 6 年田舎館村告示第 12 号。以下「要綱」という。）の施行について必要な技術基準を定めるものとする。

(基本理念)

第 2 条 田舎館村の基本理念は、「豊かな自然と歴史性に包まれ、先端技術（テクノ）と田園文化（グリーン）が共生する全村公園都市（パーク）の実現を目指して」であり、全て開発行為等はこの基本理念に基づきながら、五つの村づくり（魅力ある多様な産業の形成を目指す村づくり、うるおいある田園文化の形成を目指す村づくり、ふれあい豊かな健康福祉の里を目指す村づくり、快適な村土形成を目指す基盤づくり、快適な村土形成を支える行財政づくり）を目指すものとする。

第 3 条 要綱第 5 条第 1 項の「適正かつ合理的な土地利用計画」とは、周辺の環境を阻害することなく、関係法令、要綱及びこの「技術基準」に適合した土地利用をいう。

2 造成施設の工事費及び完成後の販売価格や管理費用又は税負担等、現実的な諸条件を解析した上で、なおかつ、良好な環境を創り出す夢と努力が必要であり、安全性、健康性、便利性、快適性及び文化性を考慮した計画とすること。

第 2 章 道 路

(道路計画)

第 4 条 開発区域に設ける道路の計画は、都市計画道路網の計画を取り入れたものであるとともに、表 1 及び図 1 の「道路の各種段階構成」のうち必要なものを適切に配置するものとする。

2 都市計画道路（既設、計画とも）及び開発区域外にある既設道路の機能を阻害せずに、これらと接続することが交通上当然に合理性があると考えられる場合は接続すること（五差路や交差点間距離の不適當な近接を生じないようにすること）。

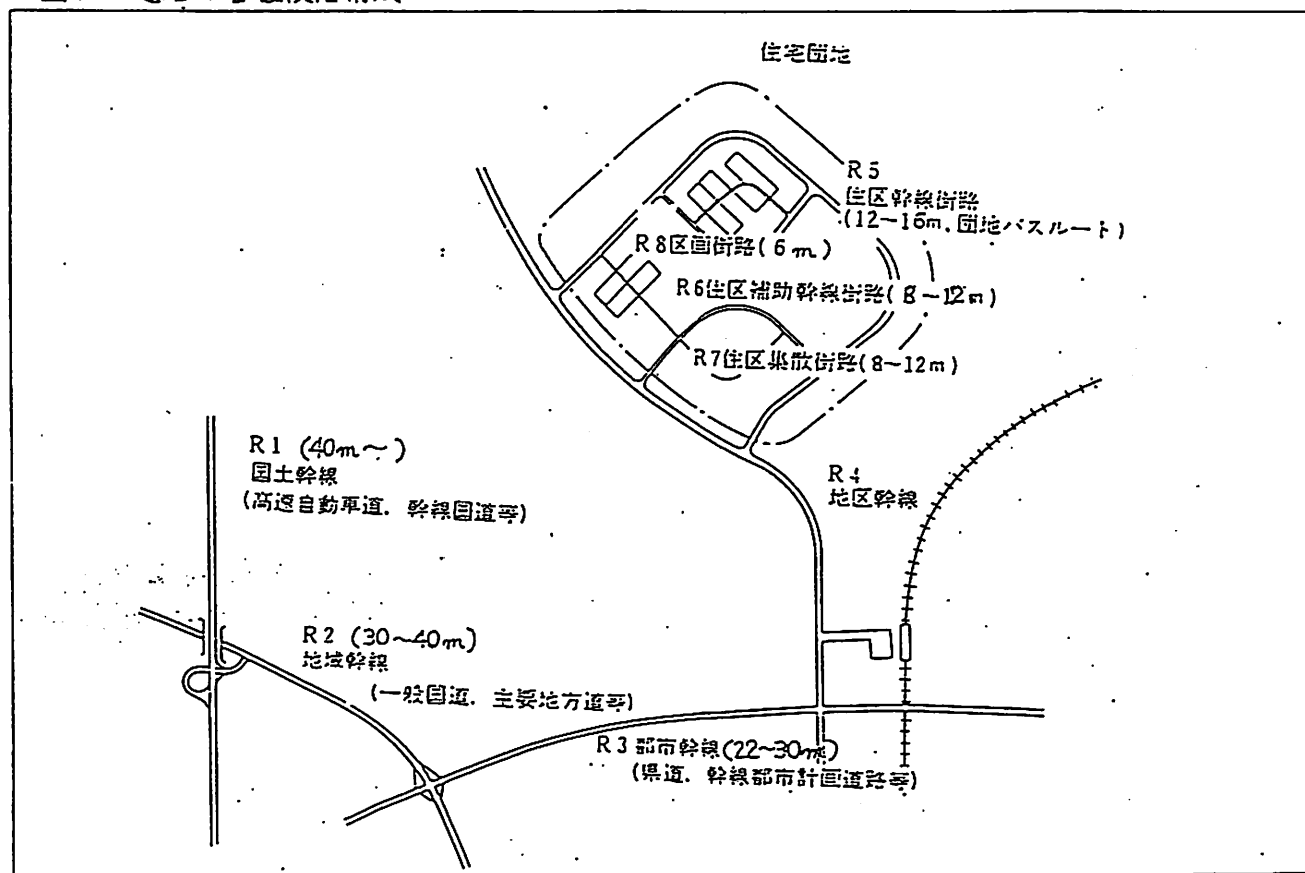
3 市街化調整区域における 20 ヘクタール以上の大規模開発の場合には、個々の敷地から 250 メートル以内に幅員 12 メートル以上の道路を設けなければならない。

表1 道路の各種段階構成

() 内はやむを得ない場合

区 分			(m) 幅員	役 割	規 格	(km/hr) 設計速度	横 断 面 (m)				
							車線幅員	歩道幅員	中央分離帯	路 肩	併車帯
自動車専用 道 路		国土幹線 R1	以上 未定 40~								
		地方幹線 R2	30~40								
幹 線	幹線 道路	都市幹線 R3	22~30	都市に出入りする 交通	4径1版	60	3.25	3.00 (2.25)	1.0 以 上	0.5	2.5 ~1.5
		地区幹線 R4	16~22	都市の各地区相互 間の交通	4径1版	60	3.25	3.00 (2.25)	1.0 以 上	0.5	2.5 ~1.5
街 路	補助 幹線 道路	住区幹線 R5	12~16	近隣住区の外郭形 成をする	4径2版	(30) 40.50.60	3.00	3.00 (1.50)	—	0.5	1.5 ~0.0
		住 区 補助幹線 R6	8~12	近隣住区内の主要 道路又はそこに集 中する交通を外郭 へ誘導	4径3版	(20) 30.40.50	3.00	1.50 (1.00)	—	0.5	—
		住 区 集散街路 R7			4径3版	(20) 30.40.50	3.00	1.50 (1.00)	—	0.5	—
区画道路		区画街路 R8	~8	宅地の利用に供す る道路	4径4版	20.30.40	5.00	—	—	0.5	—
特殊道路		歩行者・ 自転車道		歩行者・自転車の 交通に供する	—	—	—	—	—	—	—

図1 道路の各種段階構成



(道路の幅員)

第5条 開発区域における道路幅員は図2の「道路の有効幅員」により、「道路の各種段階構成」に添ったものであるとともに、予定建築物の用途、個々の敷地の規模及び開発区域の規模に応じて、表2「個々の敷地（区画）が接する道路の最小幅員」及び表3「接続道路及び接続される既設道路の幅員」によること。

図2 道路の有効幅員

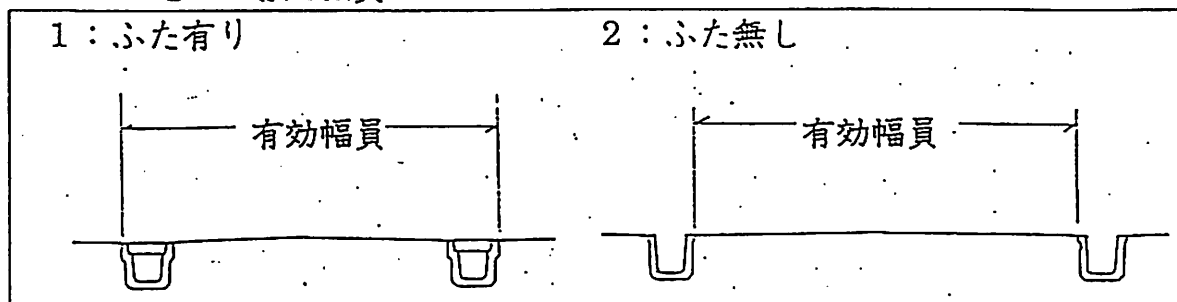


表2 個々の敷地（区画）が接する道路の最小幅員

予定建築物の用途	1,000平方メートル未満	1,000平方メートル以上
住 宅	6.0メートル 以上	6.0メートル 以上
住宅以外の建築物、第1種特定工作物	6.0メートル 以上	9.0メートル 以上
そ の 他	9.0メートル 以上	9.0メートル 以上

表3 接続道路及び接続される既設道路の幅員

区 分	5ヘクタール 未満	5ヘクタール以上20ヘクタール 未満	20ヘクタール 以上
住 宅 目 的	6.0メートル 以上	6.5メートル 以上	9.0メートル 以上
そ の 他	*9.0メートル 以上	9.0メートル 以上	9.0メートル 以上

*やむを得ない場合6.5メートル以上

(道路の構造)

第6条 開発区域内の道路構造は、第4条表1「道路の各種段階構成」及び図3「道路の構造図」を参考にしつつ、交通量及びCBR（路床工支持力比）試験等から舗装断面を決定するものとする。

- 2 袋路状の道路は、図4「袋路状道路に設ける転回広場」の転回広場を設けるものとする。
- 3 道路の横断勾配は、アスファルト舗装あるいはコンクリート舗装の場合は1.5～2パーセントを標準とする。また、歩道、自転車道の場合は2パーセントを標準とする。縦断勾配については表4「縦断線型」に、平面曲線については

表5「平面線型」によること。

4 道路の隅切りは、表6「道路の隅切りの長さ」の数値を基準に設けること。

図3 道路の構造図

単位：ミリ

段階構成	区分	R4 (地区幹線)	R5 (住区幹線)	R6 (住区補助幹線) R7 (住区集数幹線)	R8 (区画街路)	歩 道
	幅員	16m~22m	12m~16m	8m~12m	~8m	
細粒度ギャップアスコン		30	30	30	50	30
密粒度アスコン		40	40	40	100	150
粗粒度アスコン		50	200	150	300	150
切り込み碎石 ϕ 20ミリ以下		200	500	400	200	
切り込み碎石 ϕ 40ミリ以下		600	200	200		
土 質		200				

図4 袋路状道路に設ける転回広場

単位：メートル

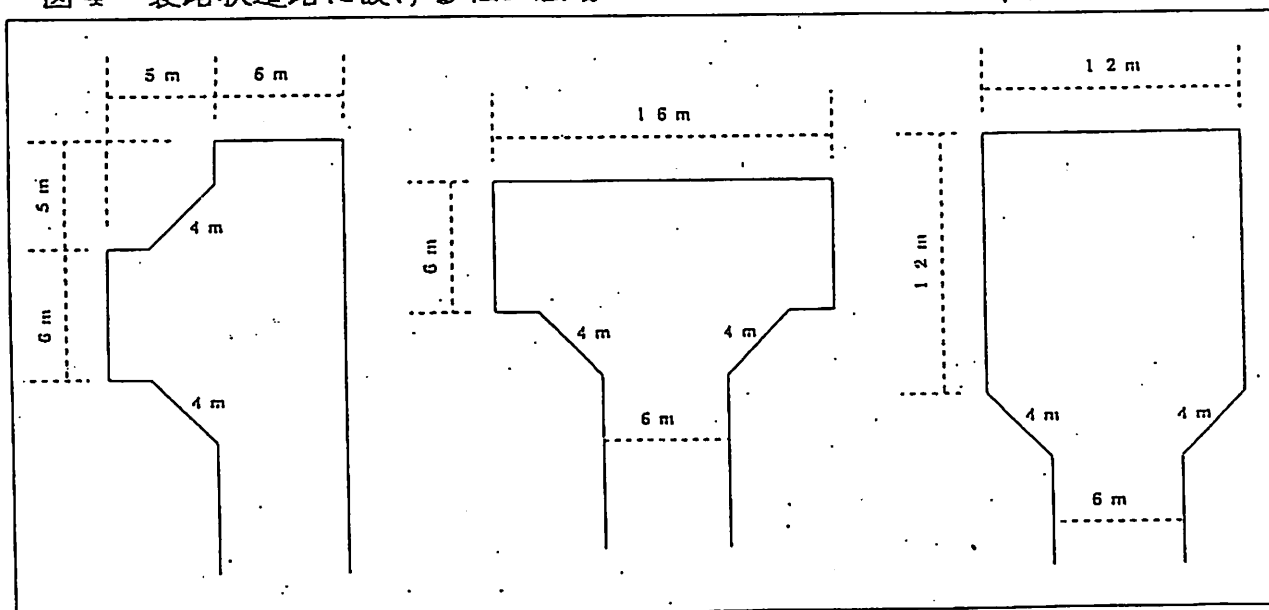


表4 縦断線型

i : 勾配差の絶対値

設計速度 (時速)	縦断勾配 (‰)		縦断曲線の長さの最小			横断勾配との合 成の最大値 (‰)
	標準	特別	凹	凸	総最小	
60	5以下	8以下	14.0i	10.0i	50m	10.5以下
50	6以下	8以下	8.0i	7.0i	40m	11.5以下
40	7以下	8以下	4.5i	4.5i	35m	11.5以下
30	8以下	10以下	2.5i	2.5i	25m	12.5以下
20	9以下	10以下	1.0i	1.0i	20m	12.5以下

※「道路構造令」による

表5 平面線型

*特別の場合には設けないことができる

設計速度 (時速)	最小曲線半径		* 緩 和 区 間	
	標 準	特 別	緩和区間	視 距
60	150m	120m	50m	75m
50	100m	80m	40m	55m
40	60m	50m	35m	40m
30	30m	—	25m	30m
20	15m	—	20m	20m

※「道路構造令」による

表6 道路の隅切りの長さ

単位：メートル

道 路 幅 員	22以上30未満	16以上22未満	12以上16未満	8以上12未満	8未満
22m以上	10	10	8	6	—
30m未満	8 12	8 12	6 10	5 8	— —
16m以上	10	10	8	6	4
22m未満	8 12	8 12	6 10	5 8	3 5
12m以上	8	8	8	6	4
16m未満	6 10	6 10	6 10	5 8	3 5
8m以上	6	6	6	6	4
12m未満	5 8	5 8	5 8	5 8	3 5
8m未満	—	4	4	4	4
	— —	3 5	3 5	3 5	3 5

※凡例 上の値：道路の交差角度が90度前後（60度を超え 120度未満）

左の値：道路の交差角度が60度以下

右の値：道路の交差角度が120度以上

(側 溝 等)

第7条 側溝は、断面の大きさがU字側溝300型（落ちぶた式）又は勾配可変側溝300型以上とし、道路横断部の構造は組合せ暗きよ又は勾配可変側溝横断用とすること。また、大型車の乗入れが多く見込まれる区間は、荷重に十分耐えられる型式、構造のものとする。

2 側溝のふたは、荷重条件に適合した鉄筋コンクリート製又はグレーチング製とし、T-14トン（輪荷重）に耐える構造とすること。

3 側溝の水路勾配は、0.5パーセント以上とすること。

(歩道の設置)

第8条 開発区域内の幅員9メートル以上の道路は歩道、車道を分離し、歩道幅員は1.5メートル以上を標準に設置するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(そ の 他)

第9条 電柱は道路の有効幅員外に用地を確保して設置するものとし、その用地は道路敷地とする。

2 車両の出入口部分に当たる歩道の切下げの構造及び舗装については、道路管理者と協議すること。

3 道路の末端部分には、危険防止のため車止め（ブロック、ガードレール、視線誘導施設）を必要に応じて設けること。また、隣地ががけ、水路等の場合には、必要に応じて防護柵を設けること。

4 道路境界が構造物で明確な場合を除き、変化点ごとに境界杭等に表示すること。

第3章 公園 - 緑地

(公園・緑地計画)

第10条 開発区域内に設ける公園・緑地は表7「公園・緑地の分類」のうち必要なものを図5「公園の標準形態」に添うように配置するものとし、その場合、近隣の公園、緑地、学校その他の施設との関連を十分見極めた上で、次に掲げる各号を勘案して施設計画するものとする。

- (1) 人と自然（動植物、水等）とのふれあい。
- (2) 屋外レクリエーションやコミュニティ活動。
- (3) 樹木や地形の変化などで潤いのある景観。

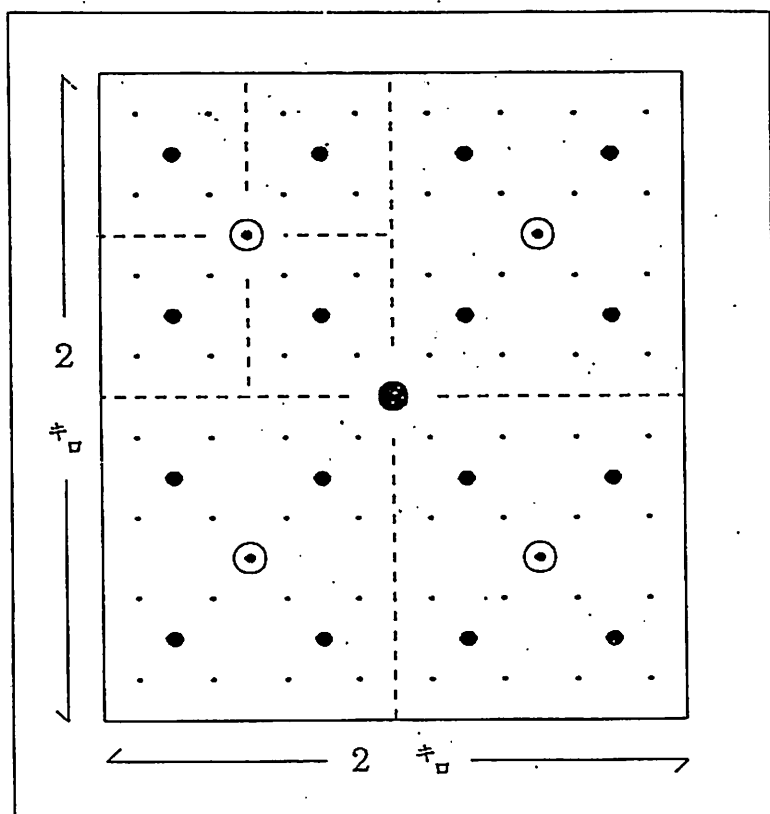
表7 公園・緑地の分類

種 類		種 別	面積 (ha)	対象住民	設 置 内 容
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	幼児公園	0.1 標準	近隣グループ	プレイロット。誘致距離は100m以内。
		街区公園	0.25標準	近隣分区	街区内に居住する者が利用。誘致距離は250m以内。
		近隣公園	2.0 標準	近隣住区	近隣に居住する者が利用。誘致距離は500m以内。
		地区公園	4.0 標準	地 区	徒歩圏に居住する者が利用。誘致距離は1km以内。
	市 町 村 基 幹 公 園	総合公園	概ね10.0	市 町 村	都市住民の総合的利用。
		運動公園	概ね15.0		都市住民が運動に利用。
特 殊 公 園	風致公園	10.0標準 必要面積		主に風致を享受することが目的。	
	動植物園			動植物園等特殊な利用に供する。	
	歴史公園			文化、名勝、天然記念物等の文化財の保存を目的。	
	雪 園			敷地面積の3分の2以上を緑地とする雪園 (雪地)。	
大規模 公 園	広域公園	5.0 標準	地 方 生 活 圏	地方生活圏等各市町村の周辺住民のレクリエーションに供する。	
	レクリエーション 都市	1,000標準		総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に大規模な公園を核に各種レクリエーション施設が配置される一円の地域。	
そ の 他	緩衝緑地	必要面積	市 町 村	産業、交通公害の防止を目的に工業地や道路と市街地に設けられる緑地帯。	
	都市緑地	0.1 標準		都市の自然環境の保全及び都市景観の向上等を図る。	
	緑 道	幅員10~20m		災害時における非経路の確保、都市生活の安全性、快適性の確保を図る。	
	災害防止緑地	必要面積		急傾斜地、浸水地等の危険地や不利地地の保全を図る。	
国 営 公 園		300ha 以上	200km 以内	一都道府県を越える広域的利用に供する。(または国が記念事業で設置)	

(4) 緩衝機能や災害時の避難。

2 公園・緑地を設置する基準面積は、表8「公園・緑地の設置基準」によるものとする。

図5 公園の標準形態



凡例
 ・ : 幼児公園
 ● : 街区公園
 ⊙ : 近隣公園
 ● : 地区公園

(1) 人口1人当たりから算出した公園整備目標

面積 $2\text{キロ} \times 2\text{キロ} = 4\text{キロ}^2 = 400\text{ヘクタール}$

人口 $400\text{ヘクタール} \times 80\text{人/ヘクタール} = 32000\text{人}$

公園面積 $32000\text{人} \times 7\text{㎡} = 22.4\text{ヘクタール}$

(2) 公園の形態別に算出した整備目標

地区公園 $4\text{ヘクタール} \times 1\text{箇所} = 4\text{箇所}$

近隣公園 $2\text{ヘクタール} \times 4\text{箇所} = 8\text{箇所}$

街区公園 $0.25\text{ヘクタール} \times 16\text{箇所} = 4\text{箇所}$

幼児公園 $0.1\text{ヘクタール} \times 64\text{箇所} = 6.4\text{箇所}$

合計 22.4ヘクタール

表8 公園・緑地の設置基準

開発区域面積	公園の総面積	設置内容
0.3ヘクタール以上 5ヘクタール未満	開発区域面積 の3ヘクタール以上 (取付け道路を 除く面積)	細分化しないこと
5ヘクタール以上 20ヘクタール未満		1箇所当たり300㎡以上で、かつ 1000㎡以上の公園が1箇所以上
20ヘクタール以上		1箇所当たり300㎡以上で、かつ 1000㎡以上の公園が2箇所以上

(公園・緑地の整備基準)

第11条 公園・緑地の整備については、次の基準を満たすこと。

(1) 公園・緑地は道路に接していること。

(2) 公園・緑地の面積が1,000平方メートル以上の場合には、2つ以上の

出入り口を設けること。また、出入り口は原則として車止め等で車両の乗入れを拒む構造とし、管理上、車両の乗入れを必要とする公園・緑地においては、管理用車両のみが乗入れできるような構造にすること。

- (3) 公園・緑地が鉄道や交通量の多い道路に接するとき、又は隣地が水路、がけ等の危険な状態の場合は、柵、へいを設置し利用者の安全を図ること。
- (4) 公園・緑地には、雨水を有効に排出するための適当な施設を設けること。
- (5) 公園・緑地に設置する公園施設は、表9「公園・緑地に設置する公園施設の標準」に掲げるものを基準とする。

表9 公園・緑地に設置する公園施設の標準

○：設置が必要 ●：必要に応じて設置

種 別		規 模	街 区 公 園		近 隣 公 園	地 区 公 園	緑 地
公園面積		0.03~0.1	0.1~0.5	0.5~1.0	1.0~3.0	3.0以上	—
園路広場		○	○	○	○	○	●
景観施設	植・栽 芝生	緑化率30パーセント以上	緑化率30パーセント以上	緑化率30パーセント以上	緑化率50パーセント以上	緑化率50パーセント以上	緑化率80パーセント以上
休養施設	ベンチ	○	○	○	○	○	○
	休憩所	—	—	●	○	○	●
遊戯施設	ブランコ	○	○	○	●	●	—
	すべり台	●	○	○	●	●	—
	砂場	○	○	○	○	●	—
	コンビネーション	—	—	●	●	●	—
運動施設		—	—	—	—	○	—
教養施設		—	—	—	—	○	—
便益施設	水飲み場	—	○	○	○	○	●
	便所	—	—	—	○	○	●
管理施設	生垣、柵	○	○	○	○	○	○
	車止め	○	○	○	○	○	○
	照 明	—	○	○	○	○	●

第4章 下水道、排水施設

(排水基準)

第12条 排水施設は、当該開発区域の規模・形状、地盤の性質、周辺の状況、予定建築物の用途等から想定される下水を有効に排出できる能力を持った構造とすること。

(計画雨水量等)

第13条 排水施設の勾配及び断面積は、7年に1回の確率で想定される最大降雨強度、及び開発区域、地形、土地利用を考慮した集水区域(排水面積)により定めるものとする。

2 排水施設の設置基準は次に掲げる各号による。

- (1) 排水施設はコンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、堅固で耐久力を有し、かつ、漏水を最小限度にする構造であること。
- (2) 調整施設の容量は、排水路、河川の雨水の流出特性曲線を想定して下流の状況から許容放流量を決定し、流出ピーク時における超過流出量を十分貯留しうるものであること。
- (3) 調整施設の周壁は、コンクリート擁壁、張り石、芝張り等により保護すること。
- (4) 開発区域及びその周辺の地形から、開発行為を行うことにより相当量の土砂の流出が予測される場合は、下流域に対する被害を防止するため流出土砂量に対応する沈砂池を設置すること。

※参考 「最大降雨強度」は田舎館村公営下水道の雨水管計画では、7年確率で40ミリ/時間を基準としている。

$$Q = \frac{1}{360} C I A$$

Q : 雨水量 (m³/秒) , A : 排水面積 (ha)
C : 流出係数
I : 降雨強度 (mm/時)

$$I = \frac{a}{t + b}$$

(トルボット式)
a : (定数)
t : 流達時間 (分)
b : (定数)

$$t = t_1 + t_2$$

t₁ : 流入時間 (分) , t₂ : 流出時間 (分)

流入時間 (t₁)

都市地区	分
その他の地区	カーベイ式により算定

流出時間 (t₂)

$$t_2 = \frac{L}{60 V}$$

L : 管路の延長 (m)
V : 設計の流速 (m/秒)

表10 流出係数・(C)

工 種 別		地 域 別	
不浸透性道路	0.70～0.95	市中の建て込んだ地区	0.70～0.90
アスファルト道路	0.85～0.90	立て込んだ住宅地区	0.50～0.70
砂利道	0.25～0.60	立て込んでいない住宅地区	0.25～0.50
空地	0.15～0.30	公園、広場	0.10～0.30
公園、芝、牧場	0.10～0.30	芝生、庭園、牧場	0.05～0.25
	0.05～0.25	森林地方	0.01～0.20

※流出係数の推定は将来の変化を見込んで定めるものとする。

(計画汚水量等)

第14条 汚水量の算定は、1人1日最大汚水量（時間最大汚水量）に計画人口を乗じ、地下水量を加算したものを計画1日最大汚水量（時間最大汚水量）とする。排水施設に採用する計画下水道は、表11「施設と計画下水道」のとおりとし、その構造は次に掲げる各号によるものとする。

- (1) 管きよは、遠心力鉄筋コンクリート管又は下水道用硬質塩化ビニール管で、JIS規格又はJISWAS規格（日本下水道協会規格）に適合したものを使用し、形は円形を標準とする。これ以外の管きよを使用する場合は、市長と協議すること。
- (2) 本管の管内流速は、原則として100センチ／秒を標準とすること。
- (3) 本管の管径は、原則として20センチ以上とすること。
- (4) 管きよの土被(かぶり)りは1.2メートル以上とする（図6「管きよ布設の標準断面図」を参考）。勾配等の関係上やむを得ない場合でも0.8メートル以上とすること。
- (5) 管きよの埋戻しは良質な土又は砂を用い、十分な締固めを行うものとする。
- (6) 暗きよで次に掲げる箇所には、マンホール（図7「マンホールの構造図」を参考）が設けられていること。
 - イ 公共の用に供する管きよの始まる箇所。
 - ロ 下水の流路の方向、勾配、横断面が変化する箇所。
 - ハ 管きよの長さがその内径の120倍以内で、維持管理上必要な箇所。
- (7) 汚水ますは、次のイからハの規定に従い、外圧に対して十分に耐える構造及び材質のものを使用すること（丸型3号、4号汚水ます。図8「汚水ますの構造」を参考）。一般には、工場で製作された鉄筋コンクリート製等で、ふたは鋳鉄又は鉄筋コンクリート製で密閉式のものとし、それぞれ縁塊、側塊、底塊を使用し底部にはインバートを施すこと。碎石基礎は所定の寸法を設け十分な転圧を行うこと。

- イ 丸型3号、4号汚水ますの使用区分は、ます深1.5メートルを超えるものは4号汚水ますとする。
- ロ 取付け管の接合は、必ず丸型3号、4号汚水ますに取り付けること。
- ハ その他詳細についても必ず村長の指示に従い、確認検査を受けること。
- (8) 終末処理施設は、標準活性汚泥法又はこれと同等の処理能力を有する施設であること。

表11 施設と計画下水道

施設名	種 別	計画下水道
管きよ	汚水管	計画時間最大
ポンプ所	汚水ポンプ	計画時間最大
処理場		計画日最大

図6 管きよ布設の標準断面図

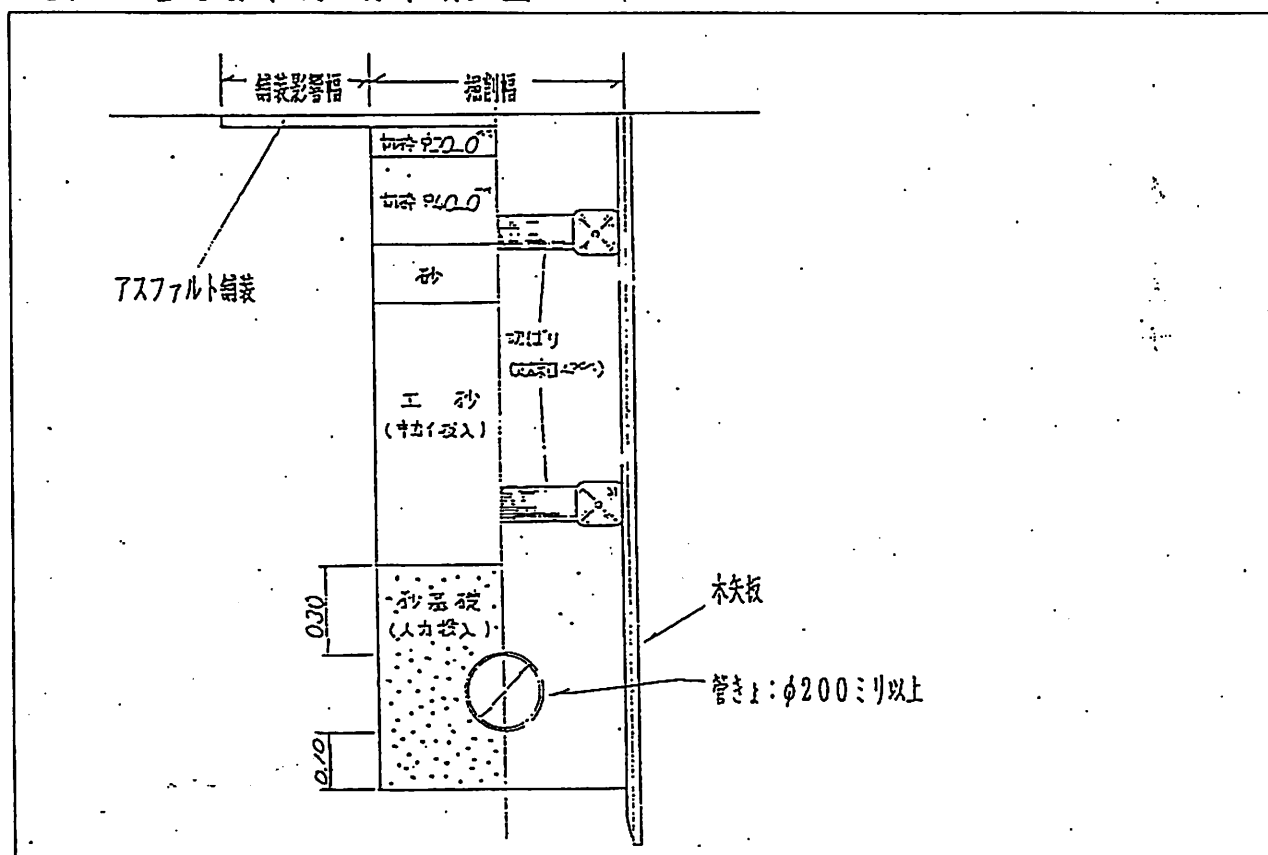
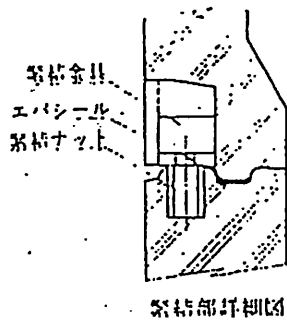
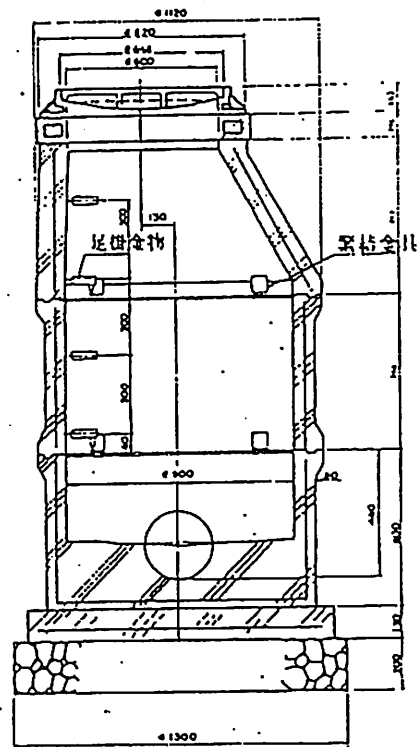
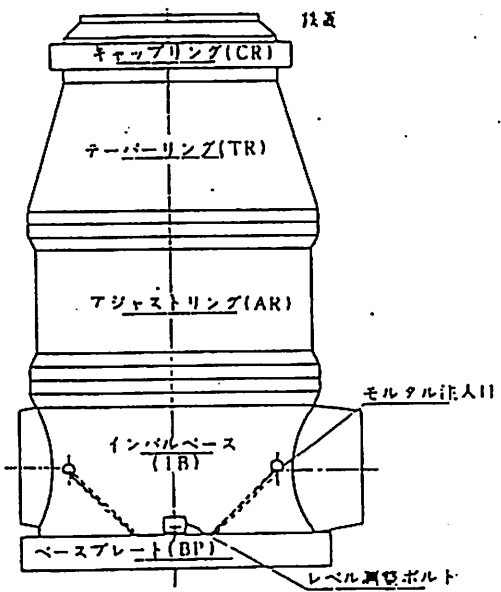
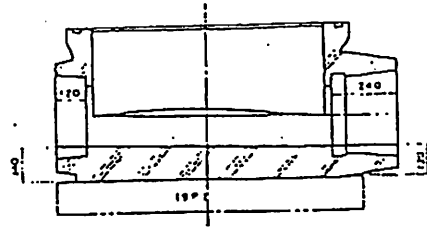
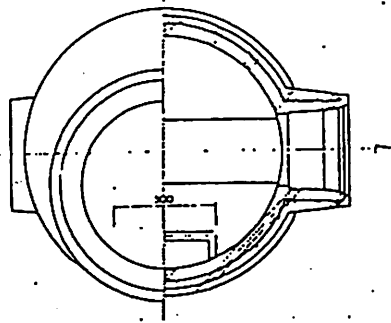


図7 マンホールの構造図 (組立式1号)



記号	寸法
CR-10	Hc = 100
-15	150
-20	200
TR-35	Ht = 350
-40	400
-45	450
-50	500
-55	550
-60	600
AR-30	He = 300
-60	600
-90	900
IB-60	600 管径高 180
BP-13	130

第5章 消防施設

(消防施設の設置基準)

第15条 消防施設の設置基準については、次に掲げる各号によるものとする。

- (1) 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。
- (2) 消火栓は呼称65の口径を有するもので、直径150ミリ以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリ以上とすることができる。
- (3) 開発区域から一の消防水利に至る距離が、表12「開発区域から消防水利に至る距離」に掲げる数値以下となるように設けなければならない。
- (4) 防火水槽は、必要水利の20パーセント以上とする。ただし、消火栓を1基設置することで適合する場合であっても、消火栓のみに偏している地域については、防火水槽を設置すること。
- (5) 防火水槽の構造は、「財団法人日本消防設備安全センター」が認定した二次製品防火水槽とすること。
- (6) 消防水利には、標識を掲げるものとする。
- (7) 4階以上又は地盤面からの高さが9メートル以上の建物を建築する場合には、当該建築物に、はしご付消防自動車容易に接近できる進入路（幅員6メートル以上のもの）を設置するものとする。この場合、当該建築物に接近するはしご付消防自動車（重量20トン）の固定に耐えられるものとする。
- (8) 消防施設に関するその他詳細については、消防本部と協議すること。

表12 開発区域から消防水利に至る距離

用途地域	距離
近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	100メートル
その他の用途及び用途地域の定められていない地域	120メートル /

※「消防水利の基準」による

第6章 教育施設

(教育施設の配置計画)

第16条 教育施設の配置計画は、要綱に基づき、小学校、中学校の敷地を次に掲げる各号により計画するものとする。

- (1) 教育施設の用地は、通学に安全で便利な位置で近隣住区のほぼ中央に配置すること。
- (2) 小学校及び中学校の敷地面積は、表13「確保すべき校地面積基準表」で、それぞれ想定される児童数、生徒数から算定すること。
- (3) 小学校の児童数については計画戸数に0.45を、中学校の生徒数については計画戸数に0.22を、それぞれ乗じた数とする。

表13 確保すべき校地面積基準表

単位 (m²)

学級数	小学校			学級数	中学校		
	基準面積	内 訳			基準面積	内 訳	
		建物敷地	運動場			建物敷地	運動場
1	6,570	3,006	3,564	1	8,229	3,477	4,752
2	7,041	3,477	3,564	2	8,700	3,948	4,752
3	7,512	3,948	3,564	3	10,734	5,982	4,752
4	8,221	4,419	3,802	4	11,561	6,453	5,108
5	9,048	4,890	4,158	5	12,567	6,924	5,643
6	10,400	5,886	4,514	6	13,573	7,395	6,178
7	11,228	6,357	4,871	7	14,578	7,866	6,712
8	12,055	6,828	5,227	8	15,584	8,337	7,247
9	12,883	7,299	5,584	9	17,870	10,089	7,781
10	13,710	7,770	5,940	10	18,876	10,560	8,316
11	14,537	8,241	6,296	11	20,067	11,484	8,583
12	15,983	9,330	6,653	12	20,806	11,955	8,851
13	16,810	9,801	7,009	13	21,544	12,426	9,118
14	18,217	10,851	7,366	14	22,282	12,897	9,385
15	19,044	11,322	7,722	15	24,059	14,406	9,653
16	19,871	11,793	8,078	16	24,797	14,877	9,920
17	20,639	12,264	8,375	17	25,535	15,348	10,187
18	21,406	12,852	8,554	18	26,273	15,819	10,454
19	22,037	13,305	8,732	19	27,732	17,010	10,722
20	22,668	13,758	8,910	20	28,470	17,481	10,989

※児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助金交付要綱による。(昭和48年10月16日、文施助第15号。文部大臣裁定。)

※学級数 $\geq$ 児童数又は生徒数 $\div$ 40人/学級

第7章 集会施設

(集会施設の配置計画)

第17条 集会施設用地は、地域住民のコミュニティの場として利用しやすい位置、交通の便及び安全性を考慮して配置すること。

2 下水道及び上水道の必要なものは整備しておくこと。

3 集会施設1箇所当たりの用地の規模は、表14「集会施設の用地規模」を基準とすること。

表14 集会施設の用地規模

計 画 戸 数	建築面積 (㎡)	敷 地 面 積 (㎡)
50 ～ 100	198	建築面積÷建ぺい率+165
101 ～ 200	231	
201 ～ 500	264	
501 ～ 800	297	
801～1,000	330	
1,001以上	363	

第8章 清掃施設

(清掃施設の配置計画)

第18条 ごみ集積所は、幅員6メートル以上の道路に面し、ごみが飛散又は流出したり、汚水等が地下に浸透することのないような構造とすること。

2 ごみ集積所の規模等については、おおむね表15「ごみ集積所の1箇所当たりの規模」のとおりとする。

表15 ごみ集積所の1箇所当たりの規模

種 別	規 模	設 置 数
家庭系ごみ (一般住宅)	(間口) (奥行) (高さ) 3.0m×1.5m×1.0m	15戸当たり1箇所
家庭系ごみ (集合住宅)	別途村長と協議	1棟当たり1箇所
事業系ごみ	別途村長と協議	1事業所当たり1箇所

第9章 その他の公益施設

(公益施設の計画と参考)

第19条 主として住宅の建築の用に供する目的で行う20ヘクタール以上の大規模開発行為の場合は、当該開発規模に応じて必要な教育施設、医療施設、交通施設、購買施設その他の公益施設が、それぞれ機能に応じ居住者が利用しやすい位置及び規模で配置されなければならない。ただし、周囲の状況により必要がないと認められるときには、この限りでない。

※参 考

- (1) 教育施設：幼稚園（義務教育施設については第6章を参照）。
- (2) 福祉施設：保育園、託児所。
- (3) 保険施設：診療所、病院。
- (4) 保安施設：消防派出所、警察官駐在所。
- (5) 通信施設：ポスト、公衆電話、郵便局。
- (6) 商業施設：店舗、スーパーマーケット。
- (7) サービス施設：公衆浴場、銀行。
- (8) 一般電気施設
- (9) 一般ガス施設
- (10) 鉄道施設、軌道施設

第10章 緩衝帯

(緩衝帯の配置計画)

第20条 緩衝帯の設置及び規模の基準は、要綱に基づき表16「緩衝帯の設置基準」によるものとする。ただし、開発区域の隣接地に公園、緑地又は河川等緩衝効果を有するものがある場合は、その公園、緑地又は河川等の中心線からの距離を緩衝帯の幅員とすることができる。

- 2 緩衝帯には、原則として常緑樹を植樹すること。

表16 緩衝帯の設置基準

開発区域の面積	緩衝帯の幅員
1 ㍍未満	村長と協議すること
1 ㍍以上 1. 5 ㍍未満	4 ㍍以上
1. 5 ㍍以上 5 ㍍未満	5 ㍍以上
5 ㍍以上 1 5 ㍍未満	1 0 ㍍以上
1 5 ㍍以上 2 5 ㍍未満	1 5 ㍍以上
2 5 ㍍以上	2 0 ㍍以上

※法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号。以下「規則」という。）

第 2 3 条の 3 による

第 1 1 章 宅地の防災

（地盤の安全）

第21条 開発区域内には、宅地として不適当な次に掲げる区域を含んではならない。

- (1) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 3 9 条第 1 項の災害危険区域。
- (2) 地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域。
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の急斜面崩壊危険区域。

2 開発行為等により生じることになるがけ面は、原則として擁壁で覆われなければならない。ただし、表 1 7 「擁壁を必要としないがけの高さの基準」又は表 1 8 「切土により生じるがけの緩和基準」の一つに該当するがけ面については、この限りでない。

※(1) 「がけ」とは、地表面が水平面に対し 3 0 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(2) 小段等によって分離されたがけの場合、下のがけの下端から水平面に対して 3 0 度の角度をなす面の上に上のがけ面の下端があるときは、このがけは一体のがけとみなす。

表17 擁壁を必要としないがけの高さの基準

切土の場合	盛土の場合	切土・盛土を同時に行う場合
高さ2メートル以内	高さ1メートル以内	高さ2メートル以内

※規則第23条による

表18 切土により生じるがけの緩和基準

区 分	擁壁を要しないがけの勾配	
	がけの勾配	上端から下方垂直距離5m以内の部分
軟岩(風化の著しいものを除く)	60度以下	60度を超え80度以下
風化の著しい岩	40度以下	40度を超え50度以下
砂、真砂土、礫ローム、硬質粘土等	35度以下	35度を超え45度以下

※規則第23条による

(地盤面の排水)

第22条 がけの上端に続く地盤面は、原則としてがけの反対方向に勾配をつけ、雨水、地表水ががけ面を浸食、浸透することを防止すること。

(擁壁の構造)

第23条 間知石練積造、その他の練積造の擁壁は、高さが5メートルを超えることができない。鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の場合は、転倒、滑り、地盤沈下及び各部分の応力に対する安定について、それぞれ安全に計画、計算されなければならない。

2 切土・盛土をしたがけで、この基準により擁壁で覆われなくてもよいがけであっても、必ずのり面保護工を施し、降雨による浸食、亀裂、土砂の崩壊を防止すること。

附 則

この技術基準は、平成6年4月1日から施行する。

主 な 事 前 協 議 先 関 係 課

課	係	協 議 内 容
建 設 課	都市計画係	開発許可申請窓口、都市計画、都市計画施設、公園緑地区画整理事業に関すること、建築確認窓口。
	土 木 係	道路・河川の新設、改良、管理、維持、修繕、国有財産の払下げに関すること。
	土地改良係	農道、用排水路に関すること。
企画商工課	企 画 係	国土利用計画法に関すること。
	商 工 係	観光資源、店舗計画、中小企業に関すること。
産 業 課	産 業 係	農業振興地域に関すること。
	農業委員会	農地転用に関すること。
厚 生 課	衛 生 係	公害、ごみ収集、墓地に関すること。
	福 祉 係	福祉施設の設置及び管理に関すること。
上下水道課	公 務 係	上下水道の計画、建設、管理に関すること。
教育委員会	社会教育課	文化財に関すること。
	学 務 課	学校の設置・管理に関すること。
総 務 課	消防交通係	交通安全対策に関すること。
	庶 務 係	地区集会施設に関すること。
消 防 本 部	警 防 課	消防水利施設、計画に関すること。
	予 防 課	消防用設備に関すること。